



食安発 0618 第 1 号
平成 26 年 6 月 18 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、
添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 69 号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 26 年厚生労働省告示第 259 号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第 1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、アドバンテーム、 β -アポー 8'-カロテナール及びポリビニルピロリドン在省令別表第 1 に追加したこと。

2 告示関係

法第 11 条第 1 項の規定に基づき、アドバンテーム、 β -アポー 8'-カロテナール及びポリビニルピロリドンの成分規格を設定し、試薬・試液等を改正したこと。また、同規定に基づき、 β -アポー 8'-カロテナール及びポリビニルピロリドンの使用基準を設定したこと。

第2 施行・適用期日

1 省令関係

公布日から施行されるものであること。

2 告示関係

公布日から適用されるものであること。

第3 運用上の注意

使用基準関係

- (1) β -アポ-8'-カロテナールは、既に使用が認められている他の着色料と同様に、食品の品質、鮮度等について消費者が判断を誤る恐れがある食品に対してその使用を制限するものであること。
- (2) ポリビニルピロリドンの使用基準にいう「カプセル・錠剤等通常の食品形態でない食品」に菓子類は含まれないこと。
- (3) アドバンテーム、 β -アポ-8'-カロテナール及びポリビニルピロリドンの使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。